

## ① 「岐阜県住宅リフォーム相談員」に登録をお願いします！

岐阜県住宅リフォーム推進協議会では住宅リフォームに関する一定の要件を満たす専門家を「住宅リフォーム相談員」として登録し、県民からの相談に応じる体制を整備しました。

### 【一般相談（電話相談）業務】（抜粋）

◇リフォーム相談または空き家相談

- ① 住宅リフォーム、バリアフリー化、省エネルギー化等の事例の紹介
- ② 税制や支援制度の紹介など

◇相談料金 無料

### 【現地相談業務】（抜粋）

◇リフォーム相談または空き家相談

- ① 目視により現地を確認してから左記業務を実施

◇相談料 有料（5,000円/件）

※経費として相談員が受領する。

### ■相談員の登録要件（主なもの） 更新期間3年

- ① 岐阜県知事の登録を受けた建築士事務所の管理建築士又は所属建築士であること。
- ② 推進協議会が指定する講習を受講していること。

協議会が指定する講習とは、1) 推進協議会主催の事業者向けセミナー、2) 住宅省エネルギー施工・設計技術者講習、3) 既存住宅現況検査技術者または既存住宅状況調査技術者講習会を指します。

■登録（更新）料：3,000円 ※登録に係る事務費に充当します

## ② 「岐阜県住宅リフォーム事業者」に登録をお願いします！

住宅リフォームに関する一定の要件を満たす設計・施工の事業者を登録し、広く県民に情報を提供することにより、県民が安心して事業者を選択できる環境を整備しました。

【設計部門】・現地調査、インスペクション  
・住宅リフォームの設計・監理

【施工部門】・工事費用の算出  
・住宅リフォーム工事の施工

### ■事業者の登録要件（主なもの） 更新期間3年

- ① 設計部門に登録申請する事業者は、岐阜県知事の建築士事務所の登録を受けていること。  
または、施工部門に登録申請する事業者は、建設業の許可（建築工事業）を受けていること。
- ② 推進協議会が指定する講習を受講していること。

協議会が指定する講習とは、1) 推進協議会主催の事業者向けセミナー、2) 住宅省エネルギー設計または施工技術者講習を指します。

### ■公開情報（主なもの）

- ① 法人名又は氏名、代表者氏名、所在地、電話番号・FAX番号、メールアドレス・HPアドレス、従業員数、設立年、営業エリア、建築士事務所登録または建設業許可の番号等
- ② 得意とする住宅リフォームの内容や所属団体名および事業者のPR

■登録（更新）料：10,000円 ※登録・更新に係る事務費に充当します

### 岐阜県住宅リフォーム推進協議会構成団体

岐阜県住宅課、岐阜県建築士事務所協会、岐阜県建設業協会、岐阜県建築工業会、日本建築家協会  
岐阜県木材協同組合連合会、岐阜県産直住宅協会、岐阜県建築士会（事務局）

問い合わせ先：岐阜県住宅リフォーム推進協議会（岐阜県建築士会内 058-215-9361）